

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
第 50 回電力・ガス基本政策小委員会

日時 令和 4 年 5 月 27 日（金） 9 : 00 ~ 11 : 28

場所 オンライン開催

○下村室長

それでは定刻となりましたので、ただ今より、総合資源エネルギー調査会第 50 回電力・ガス基本政策小委員会を開催いたします。

委員およびオブザーバーの皆さま方におかれましては、ご多忙のところ朝早くからご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の小委員会につきましても、オンラインでの開催とさせていただきます。ウェブでの中継も行っております。よろしくお願いいたします。

本日、牛窪委員、村木委員、松橋委員、武田委員、石井委員はご欠席、大橋委員は一部途中で抜けられるというふうに伺っております。また、四元先生が少し遅れられるということでございます。また、本日は広域機関、大山オブザーバーの代理として岩男事務局長にご出席を頂いております。

なお、牛窪委員、村木委員、石井委員につきましては、総合資源エネルギー調査会運営規程に基づき、本小委員会の上位組織である電力・ガス事業分科会の山内分科会長の指名を受け、任期を更新いただいておりますので、ご報告申し上げます。

最後に、本日は参考資料を 1 点配布させていただきます。武田委員からの書面のご意見でございますので、議事の中で紹介させていただきます。

それでは、以降の議事進行は、山内委員長にお願いいたします。

○山内委員長

それでは、お手元の議事次第に沿ってこれから議論に入りたいと思います。

本日の議題ですけれども、1 つ目が今後の小売政策についてということ、それから 2 つ目は電力・ガスの需給について、この 2 題ということになっております。

それでは、議題 1 について、事務局から資料 3 - 1、3 - 2、3 - 3 をご説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○野田室長

ガス市場整備室長の野田でございます。初めに資料 3 - 1、ガス料金の在り方についての資料を説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。前回の本小委員会におきまして、いわゆるガイドラインの骨子案ということで、基本的な方向性についてご議論を頂いたところでございます。本日は、電気とガスに資料を分けまして、まず資料 3 - 1 ではガス料金に関しまして具体的な論点

でございますとか、ガイドラインのイメージについてご議論いただきたいと思っております。

資料の3ページをご覧ください。こちらが前回示しました電気とガスの自由料金に関するガイドラインの骨子（案）でございます。こちらにつきまして、資料の4ページ～6ページに係るご意見を前回頂いたところでございます。特にガスに関しましては、骨子案の2の（3）というところにつきまして、6ページのご意見を頂いたところでございまして、本日ここについてはまた論点としてご議論させていただきたいと思っております。

それでは、論点のご説明に入りたいと思います。7ページ以降をご覧くださいと思いますが、まず論点の1番目でございます。これまでご議論いただいておりますガイドラインの議論でございますけれども、こちらをガイドラインとして世の中に出すに当たって、どのようにすべきかということについてご議論いただければと思います。

ガス料金、小売事業に関しましては、既存のガイドラインとしまして、ガスの小売営業に関する指針でございますとか、適正なガス取引についての指針というものが存在しているところでございます。このうちガスの小売営業に関する指針につきましては、ガスの小売の全面自由化に際しまして、ガスの需要家の保護の充実を図り、需要家が安心してガスの供給を受けられるようにするとともに、ガス事業の健全な発展に資することを目的として策定されたものでございます。

これまでご議論いただきましたガイドラインの骨子案の内容でありますとか、そして既存の小売営業の指針の内容の親和性でございますとか、あとは整合性、さらには事業者にとっての関連ガイドラインの一覧性というものを確保するという観点から、事務局としましては今議論しておりますガイドラインの内容につきましては、ガスの小売営業に関する指針への追記や修正を基本として、内容を整理していくこととしてはどうかと考えてございます。

続きまして9ページをご覧ください。論点の2番目でございます。前回骨子案でお示した中で、ガスに関しまして一番ご議論いただいたところがこの部分でございます。2.

（3）ということで、家庭用の需要家が料金高騰とリスクに備えることができるメニューの提供を望ましい行為ということで求める対象のガス小売事業者についてでございます。

まず1ぽつ目でございますけれども、ガス事業法上のガス小売事業者というものは非常に多岐にわたってございまして、いわゆる旧一般ガス事業者だけでも非常に大きなところから地方の中小のガス事業者、さらには公営ガスといったところもございまして、さらには旧簡易ガス事業者もございまして。また、新規参入事業者、この中にはスタートアップ卸というような形で卸を受けて、小さな規模で始めていらっしゃる事業者さんもいらっしゃる。さらには、限られた特定の需要家を対象として、特定の料金メニューで勝負をするというような事業者の存在ということも想定されるところでございます。このように事業規模、家庭用の需要家数、さらには料金の開発能力というのは多様であると考えてござい

ます。

こういった中で、全てのガス小売事業者に対して一律に料金メニューの提供を望ましい行為とするというのはなかなか適当ではないのではないかと考えております。すなわち何らかの限定というものが必要ではないかというものでございます。

一方で、本ガイドラインは規制ではございませんで、あくまでガス小売事業者が自主的に望ましい行為に取り組むというものを促すものでありますので、対象について、規制のような明確な線引きというものは必ずしも必要ではないのではないかと考えてございます。

また、地域的な限定ということで、今回は経過措置料金規制のある小売事業者がいるエリア以外においてというようなことを書かせていただいていたわけでございますけれども、ガスにつきましては、既に経過措置料金が残っている、規制料金のあるようなエリアというのはかなり限定的でございますので、ガスにつきましては、エリアについての限定というのはかけずに、一律に適用してもいいのではないかと考えてございます。

以上を踏まえまして、家庭の需要家の多様なニーズに応じてさまざまな料金メニューを提供するガス小売事業者がその能力に応じて料金の提供を行うということを望ましいとする規程で、このガイドラインとして目指すところの目的が十分達成できるのではないかと考えておるところでございます。

案文につきましては、後ろのほうでまたご紹介をさせていただければと思います。

10 ページでございます。論点の3番でございます。参考事例の位置付けについてということで書かせていただいております。前回骨子案ということで、電気とガスの料金の類型につきまして参考事例として紹介をするというようなところでお示しをしたところでございますけれども、こちらに関しまして前回のご意見として、こちらに参考事例として紹介をされていないような料金のメニューの作成について、かえって事業者の創意工夫が縛られるということがないように留意すべきというようなご意見があったところでございますので、ガイドラインの中には例示のない新たな料金メニューを事業者が創意工夫して開発することを妨げるものではないという旨を明記したいと考えているところでございます。

以上の論点を踏まえまして、ガイドラインのイメージということで、前回の骨子案からさらに肉付けをしたものが11ページ以降でございます。こちらにつきましては、また実際のガイドラインの案、小売営業指針の改正案といったものを作成するタイミングでは、用語でありますとか表現ぶりについてもよく精査をした上で、またお示しをしたいと考えてございます。

まず1番、基本的な考え方でございます。冒頭にガスシステム改革の目的の1つである、小売事業者の競争を通じて需要家のニーズに応じた多様な料金メニューが提供され、多様な選択肢の中から需要家が自らの選好に応じた料金メニューを選択できる状況を実現することがガスシステム改革の目的であるということを明記した上で、この目的にのっとった形で料金高騰のリスクに需要家が備えるような需要家保護の在り方ということを実現していくということを基本的な考え方として記載させていただきたいと考えてございます。

次に 12 ページでございます。ここから先は小売事業者の望ましい行為ということで具体的に記載をしているところでございます。

まず（１）が情報提供や説明に関する望ましい行為ということでございます。ここは大きく④まで具体の項目というのをポイントとしているところでございますけれども、1 番目でございますけれども、まず原料価格の変動による料金の変動のリスクについて、家庭の需要家に分かりやすいメニューを作成すること。2 番目が提供する料金メニューの原料費調整の仕組みであるとか、その料金の変動のリスクについて、ホームページ等において、家庭の需要家に分かりやすい情報提供を行うこと。3 番目は、こういったメニューであるとか情報提供というのがホームページにおいて容易に需要家はそのページにたどり着くことができるようにすること。さらには、説明でございますけれども、契約締結時の際の説明については、原料価格の変動による料金変動のリスクについて、需要家に対して十分な説明を行うことということにつきまして、望ましい行為として記載をするということしております。

続きまして、13 ページでございます。（２）でございます。これは、調整上限のある料金メニューを提供する場合の望ましい行為というものでございますけれども、調整上限の算定に用いる基準価格の設定でありますとか更新の考え方については、約款等に定めるとともに、ホームページ等においてこれを分かりやすく情報提供することが望ましいというふうにしております。

また、（３）につきましては、これが論点の 2 のところでございますけれども、家庭の需要家の多様なニーズに応じてさまざまな料金メニューを提供するガス小売事業者は、その能力に応じて少なくとも 1 つは、いわゆる料金変動のリスクに備えることができる料金メニューを提供することが望ましいとするものでございます。

3 番目、参考事例でございます。なお書きで参考事例で提示するものはあくまで例示であり、ガス小売事業者の創意工夫による、この参考事例に当てはまらない新しい料金メニューの作成を妨げるものではないということに記載させていただいております。

14 ページ、15 ページは、前回電気とガス併せて料金のタイプのイメージということでお示したものを、少しガスに特化して整理をして、可能な限り参考事例として使っただけのような事例を盛り込むということで作成したものでございます。特に市場連動型の料金メニューというのは、ガスについては卸市場がございませんので、そういったものは除いた形で、ガスの料金という形で今整理しているところでございます。

以上でございます。

○下村室長

続いて資料の 3-2、今度は電気料金についてでございます。ガスと同じ部分が多いので、違う部分を中心にご説明させていただければと思います。

資料の前段は、前回までの再掲でございます。論点の 1、9 スライド目でございます。ここはガスと同じように既存のガイドラインへの追記、修正を基本として整理していつて

はどうかとさせていただきます。

10 スライド目、これもガスと同じように、電力の小売営業に関する指針において、需要家保護の観点から必要と考えられる部分について書いていってはどうかと。なお、電気はガスと異なりまして、現状、全エリアで経過措置規制料金が存続してございますので、先ほど線引きといった論点もガスではございましたけれども、今後規制料金の在り方として議論を進めていくこととしてはどうかと考えてございます。

11 ページ、12 ページでございますけれども、ここは先ほどのガスの説明と基本的には同じ並びの取れた内容となっておりますので、割愛させていただきます。

13 ページをご覧くださいと思います。論点3、適正な電力取引についての指針というものが出てまいります。これは電気特有の論点としてご議論いただければと思ってございます。

電気におきましては、新電力、大手ともに実際の電源構成と異なる場合であっても、現行大手の規制料金の燃調に準拠した料金調整が行われる場合がございます。極端な例を申し上げますと、再エネ 100%の電気ですと言いつつも燃料費調整が行われるとか、そういった事例も聞こえてくるところでございます。

本来、市場メカニズムというものの観点から考えますと、限界費用の安い電源が選ばれていくということが社会の便益を最大化するというわけでございますけれども、実際限界費用がゼロの再エネメニューであっても、燃料費に応じて料金が上がったり下がったりするというと、そのメカニズムにゆがみが生じるという課題も考えられるのではないかとという問題意識でございます。

この点、適正な電力取引についての指針においては、小売料金の設定あるいは供給に関する行為といった柱もあるところ、こうしたところでなにかこの課題について記載をしていくことが考えられるかどうかという、少し抽象度が高いですけれども、まずはこの点について皆さんのご意見を頂けるとありがたいと思っています。

続いて、17 スライド目をご覧くださいと思います。特に産業用の電気料金を巡る論点といたしまして、戻り需要というものの扱いについて、前回までご議論いただいてございます。その中で例えば足元では標準メニューを選ばない需要家がいるという実態は実感するところであるといったご意見ですとか、産業用メニューについては、最終保障供給料金の在り方の議論を加速すべきということ、同時に標準メニュー、既存の契約に対して料金を上げていかなければ、新規の受け付けも立ちゆかないため、タイミングを併せて同時に進めないとうまく機能しないのではないかとといったご意見。さらには、自由化が進展すれば従来の約款が合理的だったということと乖離（かいり）が生じてくるといったご意見などを頂戴したところでございます。

この点について、前回のご意見も踏まえて整理をしたのが18ページ目でございます。現行の適正な電力取引についての指針においては、以下のような記載がございます。鍵鍵と書いてございますけれども、同じ需要特性を持つ需要家群ごとに、その利用形態に応じた

料金を適用することは、有効競争を確保する上で有効であると。この場合、例えば戻り需要か否かにかかわらず、全ての需要家を公平に扱うこととなるからであるといった記載が既にございます。

前回までのご指摘およびこの指針の考え方にに基づきますと、旧一般電気事業者において既存需要家と同様の需要特性を持つ需要家が、戻り需要であることをもってホームページ等で掲載されている標準メニューの適用を受けられない現状が続くことは、望ましいとは言えないと考えられるのではないかとというふうに提案してございます。

なお、電取委、それから公取委は、独禁法、電気事業法上問題とはならないという整理をしていただいているところではございますけれども、問題とはならないとはいえ、望ましいとも言えないのではないかとということをございます。

3ぽつでございます。一方で、現状の事業環境に鑑みますと、前回のご意見でもありましたけれども、供給コストが標準メニュー料金を上回る状況が生じているといった可能性も考えられます。この点、現行の指針においては、以下の記載がございます。標準メニューの内容が、特定小売供給約款すなわち規制料金の料金体系と整合的であることは、その料金の適切性が推定される1つの判断材料となると。この点、1つの判断材料となると書いてあるにすぎないという観点からは、今日的にもこれが間違っているとまでは言えないと考えられるものの、誤解を生みかねない面もあるのではないかと。

このため、4ぽつですが、例えばコストの変動をより適切に反映するため、標準メニューは、電気の調達手段や調達費用などに応じ、定期的に見直すことも考えられるといった趣旨を追記することについてどう考えるのかということも提案させていただいてございます。

これらの議論も踏まえつつ、旧一般電気事業者の小売部門においては、各事業者ごとに標準メニューでの新規需要家の受け付け再開に向けた検討を進めていただくことが期待されるのではないかとございます。

資料3-2は以上でございます。

続けて資料3-3でございます。小売電気事業規制の在り方についてという論点でございます。

前々回、アンケートというのをご紹介させていただきまして、相当バラエティに富んでいますねといったことのご紹介をさせていただきました。そうした中で3スライド目でございますけれども、例えばストレステストといったものの議論を提案してきているところでございます。

この点に関しまして4ページが論点の1でございます。小売事業者のリスク管理について、特にその情報を需要家に提供することについて、前々回のご審議におきましては、経営上の機微な情報であり、公表は難しいといったご意見も頂戴したところでございます。

他方で、以下のような課題についてどう考えるべきかと。1つは、需要家保護の観点でございます。需要家は、例えばある小売事業者が託送料金の未払いをしているということ

が仮にあったとしても、その事実を現在知る手段がありませんので、知ることなくその小売事業者にスイッチをしてしまうという可能性も考えられるところでございます。

その上で、もしこの小売事業者が事業が立ち行かなくなってしまう、結果として撤退に至ってしまいますと、この債務の不履行が生じるわけでございます。不履行となった債務は最終的には託送料金の未払いであれば、託送料金として広く国民の負担となってまいります。

こうした課題に対して、例えば需要家はどのような情報を把握すべきなのかと。これは、前回の事業者負担といったご意見もありましたけれども、一方で既存、あるいは新規の需要家が把握すべき情報といったものもあるのではないかとこのところで、ここをどうバランスを取っていくのか。

それから、現状こうした未払いの情報などは、国が逐一把握するということが制度としてあるわけではございませんで、国としてこうしたものをどう把握をしていくのか、この辺もストレステストということを具体化していく上で1つのヒントになるのではないかと考えてございます。

そして、国がそうした情報を一定把握したとして、じゃ、国はその場合にどのような情報に接したらどのような措置を講じていくべきなのか、さらに事業者も相当多様であるといったこともご紹介させていただきました。そうした実態に応じた配慮としてどういうことを考えていくべきなのかといった論点、この辺りについて今後さらに深めていく必要があるかということで提起させていただいてございます。

以上が論点1でございます。

6 ページ目をご覧ください。顧客管理についての論点でございます。前々回のアンケート結果によりますと、小売事業者の約4割が電気料金を未払いのままお客さまがスイッチをしてしまうといった事例を経験されたということが分かってございます。こうした事例は、需要家間の公平性、ひいては電気事業の健全な発展という観点からも課題であると考えられます。

他方で、こうした課題の対処には、事業者の枠を越えた仕組みが必要と考えられまして、例えば、携帯電話の世界におきましては、一般社団法人において信用情報の交換を行うことで、未払いを防止するスキームを構築しているところでございます。

こちら9 ページ目の参考資料をご覧ください。T C A、電気通信事業者協会におきまして、目的、料金の不払いの再発を防止し、利用者全体の公平性と利益を守ることを目的として、氏名などの料金不払いの状況といった情報をこちらの協会で管理をしているという仕組みが運用されているところでございます。

6 ページに戻っていただきまして、こうした仕組みを仮に小売電気事業の世界で実現しようと思えば、各小売電気事業者の協力なくしてはできないわけでございます。具体的にはそうした情報の共有、さらには全体管理のためのシステム開発なども必要となってまいります。こうしたことをやっていくことなど共通理解が不可欠であるところ、今後小

売事業者の皆さまとよく意見交換をさせていただいて、こうしたことが必要ですかね、必要ですよといった議論をさせていただけるとありがたいと考えてございます。

10 ページ目、論点3つ目でございます。前々回のアンケートの結果といたしまして、多様なビジネスモデルが見えてきてございます。これを少し類型化を試みたのがこのスライドでございます。例えば①、チェーンストアなど、自社のグループ内企業向けに電力供給を行うために、小売電気事業を立ち上げますといった事例。

蓄電池を運用して、市場取引あるいは需給調整市場で取引を行っていくといったビジネスモデルと。

3点目、JEPXで取引をする、先物で取引をするといったトレーディングを主目的といたしますというもの。

それから、前回親BG、子BGとありましたけれども、小売の登録は行いつつも、子BGに対する卸供給のみを事業として行っている方もいらっしゃいました。

11 スライド目でございます。こうしたビジネスモデルを考えたときに、これらは厳密にはこれらをやっているだけだと小売電気事業とは考えがたい。すなわち小売電気事業は一般の需要に応じて電気を供給するに当たって登録を受けてくださいと。そして、小売電気事業者は需要家への説明義務ですとか苦情の受け付け義務だとか、そうした需要家保護の観点からの事業規制が課せられているというのが現行の仕組みでございます。

他方で、①～④のようなビジネスモデルのみを仮に行おうという事業が現れてきた場合に、規制の趣旨と実際のビジネスモデルというところにずれが生じてきているのではないかという問題意識でございます。こうした実態を踏まえて、小売電気事業規制はかにかあるべきか。特にこうしたビジネスモデルが今後も電力システムにおいて広く認められていくべきものであるということであれば、こうしたものに対してどういう規律が必要、あるいは不要と考えられるかといった点、広く本日はご意見を頂けるとありがたいと思っております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山内委員長

どうもありがとうございました。ガスと電気、それから小売電気事業ということでご説明いただきました。これからご質問、ご意見等ご発言頂きたいと思えます。ご質問、ご意見のある方はチャット欄にお名前と発言希望の旨書いて頂きたいと思えます。こちらから順次指名させていただきます。

いかがでございましょう。ガス電気の在り方については議論してきて、大体こういう形でガイドラインの提起というようなことではいかかというご提案ですが、最後のやつはいろいろ小売の実態を見ると、小売事業者のほうの情報開示と、それから需要家のほうの情報共有と、それから新しいビジネス、このことについて、大橋委員、ご発言ご希望でしょうか。

○大橋委員

ありがとうございます。まずガスの3-1のほうですが、私、非常にリーズナブルなご提案だなと思っていて、これ自体、特段異論があるところではありません。

次に3-2に関してですけれども、規制料金に価格の水準が寄せられているというお話を3-2というところで頂いているんですが、規制料金の水準にFITの例を頂きましたけれども、価格水準が強調されちゃっているというところは、若干問題はあるのかなという感じはします。

本来限界費用に合わせて価格付けをする必要性は必ずしもないというのも事実なんですけど、ただある種規制料金がメルクマールになって、そこにある種価格の協調みたいなのが生じているというふうに見えること自体というのは、あまり望ましいことでもないのかなという気がして、これについてどうすべきかということは、いい案がないもの、ずっとある種放置されてきたわけですから、しっかり議論してもいいのかなという感じはいたします。

資料3-3について、未払いの件に関する顧客管理なり、あるいは情報、リスク管理の点は、報告徴収等ができる形をしっかりとっておくことというのは、需要家保護の観点でも重要だなというふうなことを今回ご提案いただいていると思います。私もその点は重要なことだと思いますので、この点も異論ございません。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。他にご発言ご希望いらっしゃいますでしょうか。事務局からのコメントは後でまとめてお願いしたいと思います。いかがでしょう。村松委員、先に手挙げをされたと思います。村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

村松です。ありがとうございます。今回、燃調の検討に発端を持ちまして、ガス料金、電気料金の在り方についてご検討いただきました。いろいろ具体的などころまで話が下りてきて、分かりやすくなってきたと思います。また、事業者の方々の創意工夫を尊重して、事業者行動を制約するものではないといったこちらのガイドラインの位置付けというのも評価いたしますし、内容について合意するものがございます。

今回、ガスと電気と分けて整理いただきましたので、非常に分かりやすくなったんですが、ガスのほうはほぼ文案も出てきましたし、念のため電気との整合性を見る必要はあるとは思いますが、もう既に進めてもいいような話になるのであれば、電気の議論とは切り離してガスだけ進めるということもありなのかなと思います。速やかな対応が望まれる環境ではあると思いますので、ご検討いただければと存じます。

電気ですけれども、こちら先ほど大橋委員からもお話がありましたけれども、資料3-2、13 ページ、実際の電源構成と異なる部分についてなんですが、こちらは事例として挙げていただいたのは、再エネ 100%で燃調があるのはおかしいんじゃないかといったような形で挙げていただきましたけれども、それに限らず例えば電源構成が、調達方法が新電

力さんで年度ごとに変わってしまうので、かなり燃調も年によって実態が変わりますといったようなところまで広く網をかけるのかということ、少しその辺になってくると需要家の方もご負担が出てくる話ですので、もう少しそこについては議論が必要なのかなと考えました。

あと18ページの標準メニューのことを挙げていただきました。こちら私も、前回標準メニューは実態に合っていないのだから、値上げができるようにというふうに申し上げました。そういった方向でこちらの指針の追記ということでご提案いただきまして、本当にこういった形で事業者の方の受け止めが進んで、メニュー改定の行為が促されればと思うんですが、もし何かハードルがあるようだったら、どうしたら実態に合わせて変えていくことができるのかといったところをまた再度検討となると思います。

メニューの見直しに当たっては、価格水準そのものもそうなんですけれども、時間帯によって価格が違うメニュー、一定時間は安いものを提供するというものもあると思うんですけれども、そこも昨今のカーボンゼロの動きを受けてだったり、需給ひっ迫の状況を受けて、若干現実合っていないようなものがもしかしたらあるかもしれませんので、消費者行動の変容に関わるようなメニュー内容というのも併せてご検討いただければと存じます。

あと資料3-3のほうに3つの異なる論点を挙げていただきました。論点1の需要家への情報提供のところなんですけれども、これは私、前々回にいろいろうさぎことを申し上げてしまったんですが、ストレステストの結果の公表ありきではなくて、需要家への情報提供、何を目的としてどのような情報提供をすべきなのかというそもそものところをきちんと整理する必要があるということで、需要家保護と国民負担という観点をお示しいただきました。

この2つから導き出される情報提供の目的、1つの考え方ですけれども、小売事業者として市場に居続けることで弊害が生じてしまうような事業者さんについて、ある意味市場に対してアラートを出すといったようなことなのかなと考えております。ガイドラインや指針への準拠という形で、望ましい行為をお示しいただいているんですけれども、一方で財務的な観点で事業継続が難しいような事業者というのは、今までなかなかそういったアラートが発信されにくかったので、そういった観点で今回情報提供ということになるんだと思います。

ただ、そこで考慮すべき点が3つあると考えておりまして、1つ目は情報の受け手というのは需要家になるんですけれども、需要家の方がきちんと理解できる、そして判断に資する情報なのかという点です。専門的な知識がないと理解できないような情報を幾ら発信しても、需要家の方にとって意味がない。それをつくるために事業者の方のご負担は非常に大きくなってしまいます。一部の困った事業者の方のために、全ての事業者が過度な負担を負うべきかといったような話になってくると思いますので、2つ目が事業者負担と。そして3つ目なんですけど、公表される情報の信頼性ですよ。やはりたとえ問題のある行動を

している事業者といえども、公にしますとインパクトが大きいので、ここは慎重にきちんと信頼性を持った情報を提供するという事は必要になってくると思います。

その場合も考えられるものはどんな情報なんだろうと言いますと、小売の一番最初の入り口のところで登録の審査をされると思うんですけども、例えばその更新の手続きとといったようなものを設けるのか、手続きまでいかなくても、財務情報更新のために取り寄せて、それを分析した上で、危なそうなところはあぶり出して行って、さらに深掘りの調査をするとか、そういったやり方でもいいのかなと思いました。ストレステストにいきなり行くのではなく、もうちょっと丁寧な話をしていくべきではないかということで申し上げております。

あと論点2の顧客管理ですけれども、こちら業界全体での足並みが重要だということで挙げていただきまして、全くもってそのとおりだと思います。事業者によっては顧客層がだいぶ違って、例えば大手の需要家が多い小売事業者であれば、与信管理をきちんとしていらっしゃるので、この辺ホッピングによる被害というのはなかなか考えづらい、また他サービスとのセット販売で顧客情報をしっかり持っているの、そこは大丈夫という小売事業者もあると思います。

事業者の意向をきちんと尋ねるとともに、もしかしたら情報共有の仕組み以外に何かこういう法的な後付けなのか、ガイドラインなのか分かりませんが、新しい手段のために何か整備があれば取り組みができるんだけれどもといったようなことが出てくればと思っております。

最後に新たなビジネスモデルということでご整理いただきました。こちらはまさにおっしゃるとおりで、実態で新しいものがどんどん出てきていますので、ある程度広めの解釈ができるようにしつつも整理というのは必要だと思っております。こちらの視点ですけれども、新しいビジネスモデルで取引先や影響を被る人たちがどういった種類の方々なのか、それに対してどのような保護と規制が必要なのかといったところを実態に基づいて整理するところからこれから検討を進められればと考えております。

すみません、長くなりました、以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。大石委員、さっき手挙げされていたので、順番で言うと村松さんの次なんですけれども、今発言されますか。

○大石委員

どちらでも大丈夫です。

○山内委員長

それじゃ、どうぞ大石委員、先にご発言ください。

○大石委員

ありがとうございます。今回資料の3-1、3-2ともに前回までの意見を取り入れて、まとめていただきました。やはり最初から申しておりますように、ガイドラインという

のはあくまでも指針で、事業者を縛るものではない代わりに、やはり消費者にとってはエネルギーを選ぶに当たって、安心して選べるような環境を整えてもらうためのものであってほしいということで、今回入れていただいた内容というのは、特に説明責任という意味で大変重要だと思っております。

ただ、今、村松委員がおっしゃいましたように、説明した内容をどこまで需要家、消費者が理解できるかというのは大きな課題で、需要家側のいろいろな条件にも差があるでしょうし、なかなか難しいのは事実だと思います。説明すればするほど混乱してしまうということもあるかもしれませんが、そこは事業者側として、できるだけ丁寧に消費者に分かってもらう内容を組み入れていただく、組み込んでいただくということで、今回のガイドラインの方向性については賛成したいと思います。

1点、資料3-2のところですが、前回、再エネ100%の電気についても燃調が影響しているのはどうなのか、という発言をしまして、その部分についても、資料のなかで取り入れていただいている点について、発言させてください。再エネといいましても、例えばFIT電気などは再エネの価値は電気としての価値と分けて売買されており、使われている電気が本当の再エネでなく化石燃料であっても、そこに環境価値をつければ、再エネと同じものとして扱われるということになっています。ということは、再エネとして買っても、ものによっては燃調が関わってくるかもしれないと考えますと、消費者に自分が選んでいる電気がどういう電気なのかを説明することの必要性に関わってくると思います。消費者としては、燃料高騰で電気が上がるということについて、ただ不安を持つのではなく、実際にどうなっているのか理解するためには、その辺りについて小売事業者からの正しい説明が必要になってくるのではないかなと思っています。燃調は直ちに良くない、ということではなくて、他のメニューと比較するという意味では消費者にとっては分かりやすい面もあるということで、自分が選んでいる電気の内容、また、どういう形で燃調が付随されているのかということについて、事業者からの説明が必要ではないかと思いました。

それから、資料3-3ですけれども、これも先ほど村松委員がおっしゃったように、前回も、事業者のそのような機微情報を出すということについて否定的なご意見がありました。そのときは消費者の立場としては、その結果、あまりよろしくない小売事業者を消費者が選んでしまうことにつながるのではと心配しましたが、今の村松委員のお話を聞いて、その情報が消費者にきちんと伝わる、というところが一番重要だと思ってお聞きしておりました。

機微な情報だから出してはいけないということではなく、いかに市場への負担を減らせるような方向性の情報、不測の事態がなるべく起こらないような情報を、分かりやすく提供するかということが大変重要だと思ってお話をお聞きしました。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は岩船委員、どうぞご発言ください。

○岩船委員

岩船です。よろしく申し上げます。ご説明ありがとうございました。

私は、まず3-1のガスに関しては、能力に応じてというふうに書いていただいたというのはよかったなと思いますが、基本的にはこの方向でいいと思うんですけども、家庭の需要家の多様なニーズに応じて、さまざまな料金メニューを提供するガス小売事業者というのが日本語として分かりにくいなとすごく思いまして、そもそも後に能力に応じてあるのであれば、単なるガス小売事業者か、あるいは家庭向けの需要家を有するガス小売事業者ぐらいで本当はいいのではないかなと思いました。ここをどうしても書きたいご意向があるのかなというのも何となく分かりますので、そこは少し工夫していただいてもいいかなと思いました。

次は3-2、今話題にありました燃調の問題、電源構成と違う話なんですけれども、やはり非化石価値に関しても、再エネ100%みたいな表示の仕方も既に電源構成と大きく乖離しているので、燃調は確かに化石を使っていないとしても、基本的な市場価格の上げに燃料費の高騰というのがリンクしている以上、それを同様に使いますということではいいか。あまり電源構成にこだわる必要というのはもう既にないような気がします。

あと電気に関しては、産業のほう、やはりそこは何らかルールというか記述を変えることで、適切に調達コストが価格に反映できるような仕組みを私も早急に入れていただいたほうがいいのではないかなと思いました。

3-3に関しては、まず論点1の需要家への情報提供ですけれども、託送料金の未払いが生じている中でも、その事実を知ることがないというのは、私は大きな問題だと思います。かつ電気に関わる事業者として、発電事業者がFIT賦課金の未払いというのを公表できる仕組みがあるわけなので、同様に託送料金の未払いも公表されてしかるべきだと私は思います。

託送料金の未払いは、本当に全体の国民負担に跳ね返る話なので、表中にあった数字もかなり大きく驚くようなもので、ここをもっとアピールされていいのではないかなと思いました。

論点2の顧客管理に関しては、便益とコストのバランスだとは思うのですが、小売事業者さんがそれを必要だと考えるなら、通信のほうと同様にやればいいのではないかなと思いました。

基本的には供給地点番号で未払いの人のリストを管理するぐらいでもいいのかなと私は思いました。もちろん引っ越しされてしまって、取りっぱぐれることは残念ではありますが、電気料金を踏み倒すためにわざわざ引っ越しする人もそんなにいないと思いますので、そこはそんなに大きな部分は占めていないのではないかなと推察されますので、基本的には供給地点番号のようなものでリスト管理することぐらいである程度対応できるのではないかなと思いました。

論点3に関しては、恐らく小売事業者としての責任を一定程度緩和するような方向の議

論だと思っんですけれども、ただどのぐらい緩和することをこれらのビジネスをやろうとしている事業者が望むのかがいまひとつ分かりませんので、そこは事業者から問題を聞いていただきまして、整理していただいてからまた議論ということではないかと思っいました。

以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次、澤田委員、どうぞご発言ください。

○澤田委員

澤田です。よろしくお願っします。今後の小売政策について、皆さん方のいろいろな議論を踏まえながら、今回まとめていただきました。ありがとうございます。全体的には非常に理解できるものだと思っしております。

それで、今後ガイドライン含めて新しい料金メニューを増やしていく、特に昨今の状況を踏まえた市場連動型の方向のメニューも取り入れていくと。すなわちリスクがある方向に需要家がどのように対応していくかということになるんですけれども、われわれマーケティングなんか結構やっっていることを踏まえると、選択肢が増えてくると、どちらかというとな難な方向を選ぶんですね。ですからメニューが増えれば増えるほど、恐らくリスクを取る方向には逆に行かないような感じがします。特に日本人はデータを見てみるとそんな感じなんです。

そうすると、どちらかというとな定的に需要家としてガスとか電力とかを供給してくれる大手の事業者の方向にシフトするんじゃないかと思っんです。すなわち事業規模の小さな小売事業者が厳しくなると。それから、メニューを増やすということから考えると、今度はこれまであまりメニューがない状況では、事業規模が小さな小売業者が特徴を持っいろいろなメニューを提案できていたのができなくなると。総合的に考えると、ガイドライン化も含めてメニューの多様化を進めれば進めるほど、事業規模の小さな小売事業者が結構不利になっ、自由化などで淘汰（とうた）されるのはいいんですけれども、かなり厳しい方向に動くんじゃないかなと思っんですけれども、その辺りまたどういうふうなお考えかというのを関係の方からちょっとお伺いできればなと思っっています。

それから、小売電気事業者に係る新たなビジネスモデルについての話なんですけれども、これやっぱりある程度の小売電気事業とはという本質のところでの枠組みをきちっど持ったほうがいいと思っんですが、一方では新たなビジネスモデルというのをせっかく考えてくれたことを無駄にするのも良くないと思っますんで、そういう新しいビジネスモデルを生かす方向性というのを考えていくべきんじゃないかなと思っます。

以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

松村です。発言します。事務局の提案は全て合理的だと思います。この方向で進めていただければと思います。

資料3-2の18ページのところで、ずっと議論が続いていますが、このような重要な問題をきちんと提起してくださったことをとても感謝します。この問題は、ここで書かれている以上に根深い問題があると私は思っています。例えば事業者が電気に色を付けていないにもかかわらず、色を付けて、ここは市場調達分、ここは自社電源分と発想してしまっているのではないか。自社の電源であったとしても、市場価格が高騰しているということは、高値で他の小売業者に売れることを意味しているにもかかわらず、無理やり色を付けて低価格にしていることになっていないのか。

そのような無理やり色を付けて、低い価格で売っているにもかかわらず、一方で電源の収益が足りないで、いろいろな形で補助してくれないと維持できないというような発言を、発電事業者が繰り返す。その結果として、多大な国民負担でそのような事業者にある種の補填（ほてん）をするのだけれども、このような非合理的な行動を取り続けられる結果として、多大な国民負担を投入したとしても、結局有効に使われないことも十分あり得る、という不安を提起させるものでもあると思います。

これは、恐らく電力事業全体、小売だけではなく発電も含めた全体に甚大な影響を与えるものだと思いますので、かなり重く受け止めて、電力システム改革全般の問題として、小売だけではなく発電も含めた全体の問題としてきちんと整理すべきだし、ここの整理が進まなければ、恐らく多大なお金を投入して発電を支えることに対して、消費者の理解を得るのは難しくなると思います。ここの整理が早急に進むことを期待しています。

繰り返しますが、前回と同じことを言って申し訳ないですが、公正取引委員会と監視等委員会の整理は、それ自体は合理的だけれども、電力システム改革に甚大な悪影響を与えたということを私たちは認識する必要があると思います。

次、小さな点ですが、資料3-3の11ページのところで、いろいろな種類の小売事業者が出てきて、自社のグループ、あるいは特定の顧客に売るような小売事業者が出てきている。これをそのまま聞くと、何となく怪しげな事業、何でそんな変なことをしているのか、と思われた方もいらっしゃるかもしれないのですが、このタイプはある意味で経産省も推進してきたことも認識する必要があると思います。

どういうことなのかと言うと、もともとの議論で需要家が直接市場にアクセスしたいというニーズが一定程度あったときに、そのような卸市場に需要家が直接アクセスしなくても、小売を子会社なり関連会社かなりでつくって、そこで間接的にアクセスすれば、目的は全て達成できるはずだから、そういう格好で対応すべしと今まで整理してきた。急にはしごを外すことは決してないように。そのような事業者に対して広く一般に売る小売事業者と同じ規律を課す必要はないという指摘は全くそのとおりですけれども、こういう小売も1つの形態として認めたということ。それでも小売事業という整理から外すということだとすると、もともとあった問題をどう解決するのかということも一緒にちゃんと考え

ていただければと思いました。

最後に、燃調に関して再エネ 100%の事業者でも燃調があるだとかというのに典型的に表れるように、自社の電源構成と違う燃調を入れているのは、いろいろな形で出てきています。

再エネ 100%というところで、それでも認識していただきたいのは、再エネ 100%の事業者が燃調を付けるというのは、事業のリスクを下げるためにやっているのではなく、ある意味で消費者のためにやっているというようなこと。消費者としては、例えば燃料価格がすごく下がって、再エネ 100%でないものというのを契約していたらすごく料金が低くなったという局面でも高止まりしてしまうのに対して不安を覚える人に対して、そのようなことは起きないことを示す手段として付けている側面もあったと思います。

一方で、今回のように卸市場価格、あるいは燃料価格はすごく高騰するということがあると、例えば再エネ 100%の事業者があえて燃調を付けない。そうすると燃料価格が下がったときは、割高になることはあるのかもしれないけれども、逆に燃料価格が高騰したというときには、負担を抑えることができますよと。だからそういうのを付けないというのは積極的な価値がありますよ、ということをうまく事業者もアピールして、消費者のほうにも受け入れられるという状況が望ましいと思います。

これは、消費者のほうの認識にもかかっているし、事業者の努力にもかかっている。単純にけしからんという問題ではなく、いろいろなところが変わって行って、望ましい方向に変わっていくのを後押しすることが、消費者団体の努力も含めて必要になってくると思います。そのような方向に進んでいくことをとても期待しています。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は四元委員、どうぞ。

○四元委員

四元です。ありがとうございます。既に何度も議論いただいて、3-1の論点2、3とか3-2の論点2、ガイドラインの記載について、総括的に発言したいと思います。

従前、ガイドラインにどう書くということは割と慎重な意見を出させていただきましたけれども、需要家にとって望ましい行為でも、それを国がどこまでどう関与して、事業者側にそれをどう促してよいのかと。それから、事業法に代わってガイドラインにどこまでの役割を果たさせるべきかと。これはその時々の問題次第で考慮すべき事項とかレベル感というのは変わってくるんですけども、今問題になる自由料金の設定というところは、特に慎重に考える必要があると思ってまいりました。

それで、当然のことだと思いますけれども、規制がないのに規制と実質的に同様の効果ガイドラインで果たさせようと。これは良くないと考えています。今回これはあくまで望ましい行為を示すだけということなんですけれども、その境目は実は曖昧なところがあると思います。

それから、参考事例は、文字どおり参考事例を示すだけで、事業者にも役立つ情報を示すだけと言いますが、さらに立ち位置というのはよく分からないところはございます。というところで、そういう考えの下に発言してまいりましたけれども、こういった問題意識はエネ庁さんも共有いただいたと思いますし、随分と工夫されて、この記載内容もつくり込んでいただいたなとは思っております。

今言ったような問題意識というのが全て解消されたわけではありませんし、今後もぜひこの観点はエネ庁さんも持ってご検討いただきたいなとは思いますが、今エネルギーというのは非常に特殊な環境にございますし、まだ自由化過渡期ということで、今回の事務局案に賛成を致したいと思っております。

3-2の電力のほうの論点3、論点4、またちょっと違う話ですけども、論点3、いろいろな問題が含まれていると思いますが、検討を進めていただければと思います。あと論点4、産業用の話ですけども、私も戻り需要について法に抵触するとは考えておりませんが、エネ庁の問題意識は共有するところですので、これもご検討を進めていただけたらと思います。

あときょう 이슈が多いんですが、資料3-3の論点1のリスク管理のところ、これはまず昨今のいろいろ起こっている事象を見ますと、やはり社会的コストってとても無視できるものではないので、やはり対策は必要だと考えています。それで何らかりスク情報を出すということで、村松委員の前におっしゃられたとおりで、恐らくリスク情報を早期に前広に出すということにはならないんだと思いますね。そうすると、例えば託送の未払いが生じた時点で知らしめるということだとすると、多分未払いが生じるとほどなく託送契約で解約されて、それでストップするということになってしまうので、どこまでの効果が望めるかよく分からないんですけども、そうはいつでも多分何か対策はしなきゃいけないと思いますので、論点1はぜひ進めていただいて、具体的にどういう情報をどのように出すかという具体論に入ってご検討いただければと思います。

論点2は、顧客管理もちろんしていただけたらとは思いますが、事業者がコストに見合っているべきかということだと思いますので、事業者が自分たちにメリットがあると思えばいろいろやり方を工夫されるとは思いますが、小売電気事業者の意向を確認しながら進めるということで異存ありません。

論点3、これも基本的には異存がなく、やはり何らか今の小売電気事業者として位置付けるというのは無理が生じていると思いますので、これもむしろ現状の各ビジネスに合ったものがある程度考える方向に進んでいいのではないかと考えております。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。秋元委員、どうぞ。

○秋元委員

ご説明いただきまして、ありがとうございます。私も今回の事務局資料について、全体

感として異論はございません。

四元委員がおっしゃったことと同感で、基本的には私もこれまで発言させていただいてきたように、自由化の世界なので、あまり厳しい形でガイドラインで縛るべきではないと思っていますので、そういう中で今回、事務局が示していただいた内容は、その原則に基づいて、ただ必要なものをガイドラインとして規定しようということで、記載内容に関しては基本的に妥当なものになっているのではないかなという理解を持っています。

具体的にもう少しだけ申し上げておきますと、資料3-1に関してはほとんど異論ございません。うまい表現方法等を使っていただいて、的確にまとめていただいたと思っています。

資料3-2ですけれども、少しだけあえて申し上げておきますと、少し委員の中で議論があった点ということで申し上げますと、13 ページ目の燃調の適用という部分でいきますと、私も再エネ 100%のケースでどうかなという気はあるものの、松村委員もご指摘されたように、いろいろな可能性があると思いますので、そこは事業者の工夫を引き出すということは重要でございますので、十分な説明を付けながら基本的にはどういう料金制度を適用していくのかということに関しては、事業者の裁量権に委ねるべきだと思いますので、あまりきつい規程を設けるべきではないかなと思っています。

あとは18 ページ目の部分でこれも少し議論があるところではありますが、例えば定期的にという記述が書かれていますけれども、基本的にはやはり前回は申し上げましたように、既存の部分がそれに適した形で標準料金のところが変わっていくという必要はあると思っています。

ただ、定期的にというところは、どれぐらいの期間をイメージされているのか分からないので、何ともこの段階では申し上げにくいんですけれども、ただあまり頻繁にやるということは、旧一電だけではなくて新電力含めて全部が影響されますので、金額の見直しということは頻繁にしていけないといけないということは、かなり混乱すると思いますので、その辺りについては十分ご注意くださいと思いますし、定期的にという言葉がどれぐらいのタイミングなのかということに関してはちょっと気になったというところがございます。

資料3-3につきましては、これも異論ございませんが、1点だけ申し上げておきますと、論点2ですけれども、これも記載のとおり、原則こういう形で情報共有するということだと思いますし、一方でまた記載されているようにコストの問題があると思いますので、これも他の委員もおっしゃったように、しっかり事業者と議論を重ねて、こういった可能性があるのかということについて、引き続き検討いただければと思います。

全体として大きな異論はございません。よろしくお願ひいたします。あと早急にこれを進めていくということは重要だと思いますので、急いだ対応をお願ひしたいというのを最後に申し上げます。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。委員の方で他にご発言ご希望の方いらっしゃいますか。

よろしければ、オブザーバーの方の発言に移りたいと思います。まず最初はエネットの谷口オブザーバー、どうぞご発言ください。

○谷口オブザーバー

ありがとうございます。資料3-2、3-3について1点ずつ述べさせていただきます。

3-2の18ページの論点4の産業用料金メニューの関係ですけれども、こちらで整理いただいている方向に賛同いたします。標準メニューは需要家が電力会社を切り替える際の参考として、また最終保障料金を選択せざるを得ないお客さまへの指標という形にもなっていますので、需要家間の公平性の確保であったり、接続先、供給先選定の重要な参考指標であったり、また公正競争の整備という観点からも重要なものだと思っておりますので、この見直しが早期に進むように進めていただけることを期待します。

併せて先ほど秋元委員からもご指摘ありましたが、4ポツ目のところの定期的に見直すという表現にあります「定期的」についての運用解釈や、見直す際の事前の公開のタイミングというところについても併せてフォローいただきますようお願いいたします。

次が資料3-3の論点3ですけれども、10ページ、11ページにございますさまざまな新たなビジネスモデルに対して、それらが電力市場の中でうまく機能するような見直しを行っていくという方向性については賛成いたします。

一方でわれわれ小売電気事業者も幾つかの規制の下で事業を行っておりますので、例えばビジネスモデルの①のようなケースにおけるネットワーク利用と託送料金の負担の必要性、在り方というような観点など、事業者間の公平性に対して配慮した形での見直しをお願いいたします。

以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は電事連、佐々木オブザーバー、どうぞご発言ください。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。佐々木です。資料3-2の今後の小売政策について発言させていただきたいと思います。

前回の小委にて、需要家保護の観点から国がガイドライン等のルールを設定していくということも考えられますが、その際にはガイドライン等に基づく自主的な取り組みという観点と自由競争を阻害しないという観点が両立することが重要な論点であり、慎重なご議論をいただきたいと申しあげましたところではありますが、今回10ページ～13ページで具体的な位置付けに関する論点提起を頂きましたので、心から感謝申し上げますとともに、位置付けについて事業者の解釈が分かれるようなことがないよう、引き続きご議論、ご整理いただきたいと思います。

また、今回は自由料金に関する整理と認識しておりますが、10 ページのとおり規制料金の扱いについても今後ご議論いただきたいと思っております。

次の18 ページの論点4、産業用の電気料金につきましてですが、これにつきましては適正取引ガイドラインにおける考え方および新たに追記する内容の方向性を示していただきました。私どもは事業者としましては、このご議論および2つ目のぼつの下にあります米印で書いてございます小文字の記載のところの3月の審議会でお示しいただいた独占禁止法、あるいは電気事業法の観点、さらには現状の事業環境や既存のお客さまへの影響等を踏まえて考えていくものだと思っております。

私からは以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は送配電網協議会の平岩オブザーバー、どうぞ。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会、平岩でございます。ありがとうございます。私からは資料3-3の小売電気事業者の在り方の論点1、リスク管理について申し上げます。

託送料金やインバランス料金の未払いが生じている小売電気事業者に対し、一般送配電事業者各社においては、料金回収に最大限努めているものの、今回5スライドに未払いの状況をおまとめいただいておりますが、未払い額が一般送配電事業者10社合計で約450億円にも上ると記載があるように、未収額は相当な額に上っている状況であり、一般送配電事業者の収支への影響やひいては託送料金の増加につながり、全ての小売電気事業者およびその先の需要家の皆さまのご負担の増加といった影響も懸念されるところであります。

一般送配電事業者が小売電気事業者各社の資金調達の状況を把握することは困難であるため、料金未収や貸し倒れといったリスクの回避に向けて、4スライドに記載いただいた論点、例えば国として情報を把握し、その情報を基に国が相応の措置を講ずるといった点について、ぜひ今後、議論を進めていただきたいと存じます。

一般送配電事業者としても、実務面などの検討の際には協力してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は日本ガス協会、早川オブザーバー、どうぞ。

○早川オブザーバー

早川です。よろしくお願いたします。前回につきまして、ガス料金の在り方についてご議論いただき、感謝申し上げます。今回ガスの家庭用料金に関するガイドラインのイメージについてお示しいただきましたけれども、これまでの議論を踏まえ需要家保護の観点と安定供給のための健全な経営を維持する観点をバランスさせた内容としていただき、感謝申し上げます。

まず、ガイドラインの対象について、全小売事業者としつつも、全てのガス小売事業者

に対し一律とすることは適当ではないと記載いただいたことは、中小事業者が大半を占めるという実態に一定の配慮を頂いたものというふうに受け止めております。

また13ページ目以降で参考事例として料金プランを類型化して示されましたけれども、プランを限定することなく例示され、これに限らず小売事業者の創意工夫による新しい料金メニューの開発を妨げるものではないと位置付けていただきました。新規参入者を含めた各事業者が今後原料高騰に備えることができるメニューを含めて、お客さまのニーズに応じて、お客さまに選択いただける料金メニューをそれぞれの創意工夫と対応力に応じて経営判断をして、提供していくということに業界として前向きに捉えていきたいと考えます。

また、原料費調整などの料金の仕組み、あるいは変動リスクについて、需要家への丁寧な説明に努めてまいります。既存契約を含めた全ての需要家に新たに書面で配布するとなりますと多大なコスト増となりますので、ホームページをうまく活用するなど、各事業者が工夫をしながら対応していくことになると思います。その点についてはご理解いただければと思います。

今後、ガイドライン改正の具体的なプロセスに入っていくものと思いますが、これまで同様、需要家保護と安定供給のための事業者の健全な経営というバランスにご配慮いただきながら進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございました。今ご発言ご希望の方は全てご発言いただきました。追加的にご発言されたいという方いらっしゃいますか。よろしいでしょうかね。

それでは、事務局のほうから幾つか出ました論点についてコメント頂きたいと思います。よろしく願いいたします。じゃ、ガスのほうから。

○野田室長

ありがとうございます。資料3-1について頂いたご意見、まず岩船委員のほうから2の(3)の小売事業者に係る限定の書き方ということについてご意見を頂いたところでございます。表現ぶりを分かりやすくということについては、今後の具体の案のときにまた工夫をしたいと思っておりますけれども、何らかの限定を付すということにつきましては、資料でもご説明させていただきましたとおり、かなり限られた対象の需要家を対象としていらっしゃる、そしてそういった方に対してかなり特化したメニューでビジネスをやられたいというような方については、やはり限定をするのが適当かなと思っている次第でございます。

四元委員から頂きました規制でやるべきことをガイドラインでやらせるということは、あつてはならないということについてはおっしゃるとおりだと思っております。目的と手段というようなところをきちんと踏まえてということだと思っております。ガスシステム改革の目的ということが実現しなかった状況というもののためにどういった手段でやる

かと。自由化、規制の緩和ということも手段の一環であったということだと思いますし、ガイドラインを提供するというのもそういった手段の1つだと思いますが、手段同士を決して混同してはいけないというか、ガイドラインに規制のようなことをやらせるということよくないとおっしゃるとおりだと思います。よくよく肝に銘じていきたいと思いません。

早川オブザーバーからありました丁寧な説明というところを過去の既存契約にさかのぼって、改めて書面で説明しなきゃいけないのかということは、そういったことを考えているわけではありませんので、ガイドラインにこれから具体的に書くというときには、そういった懸念が払拭されるような表現にしていきたいと思っております。

以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございました。今、取引監視等委員会の佐藤事務局長から発言ご希望ということでございますので、このタイミングでよろしいですかね。どうぞご発言ください。

○佐藤事務局長

18 ページのところについて、私、事務局ではないんですが、当事者に近いんで秋元先生からご質問が18ページの「定期的」にあったので、違ったら下村さんからもかぶせてほしいんですけども、定期的なところは1年とか2年だと思うんですが、これも間違っていれば下村さんに直していただきたいんですが、定期的に見直して、必ずしもメニューを変えることまでは求めるものではないと思います。

ただ、非常に最近、フラクチュエイトが激しいんで、定期的に見直していただいて、ただ指標なんで非常に厳密にいろいろな特性等で標準メニューが決まっているわけでないんで、その結果としてメニュー自体は直さないということも定期的な見直しに入るんじゃないかということで、定期的な見直しというのは少なくとも考えられる望ましい行為というのではいいのではないかと考えています。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。それでは、下村室長から。

○下村室長

改めまして下村でございます。まずたくさんのご意見頂戴いたしまして、ありがとうございます。大きなところでは基本的に方向性にご賛同いただいたかなというふうに受け止めてございます。今後きょう頂いたご指摘も踏まえて、さらに詳細を詰めていきたいと思いません。

今、秋元委員、そして佐藤事務局長からご指摘があったところでございますけれども、これは事務局長のご説明のとおりでございますけれども、前回松村委員からは自由化が進めばだんだん実態と約款とが乖離が進んでくるといったご指摘もありました。やっぱりだ

んだん時間がたつとずれは大きくなっていくということかなと思っています。ずれなきや変えないということも当然あるわけでございますけれども、どこかのタイミングで変えるということもあり得るという趣旨で、これも考えられるということで書いているものでございますので、そういう意図でございます。

それから、澤田委員から頂いたご指摘、選択肢が増えると無難なほうに行きがちであると、これは非常に重く受け止めました。まさにそうした実感というのも自分としても持っているところでありまして、今回電気のほうまだ参考事例を具体的にお示しできなかったのもそういうところがありまして、考えると幾らでも出てくるんですけども、どういうふうにお示しすると有用なのかなということを慎重に考えないといけないなとも思っていたところがございますので、こうした詳細についてはさらにまた次回以降ご審議いただくとありがたいと考えてございます。

以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。大変貴重なご意見いただきました。それで、3-1、3-2については、思いのほか皆さんご賛同の意見が多かったと思っております。事務局、きょうの細かい点がありますので、そういったところも含めて、またさらに詳細に詰めていただくということかと思えます。3-3についてはいろいろご意見いただきましたので、これについても引き続き検討ということでよろしいかと思っています。

それでは、議題2に進ませていただきますが、需給の問題でありまして、資料4-1～4-5まであります。ご説明をお願いいたします。

○小川課長

電力基盤課長の小川です。それでは、まず資料4-1でひっ迫の検証についてというところでご説明いたします。

まずスライド2ページです。3月22日の電力需給ひっ迫、その3日後から検証作業を始めていただきました。これまで累次にわたるご議論をまとめたものということになりますが、出発点としまして2ページに上半分に掲げましたように、そもそもの事前の備えがどうだったのか、その上で警報発出という初めての事態に至ったわけですけども、そのプロセスがどうだったのか、また対応状況がどうであったかというところをご確認いただいで、その上で今後どうしていくかというのが今回の検証であったと考えております。

全体のまとめとしましては、次の3スライド目になります。検証により明確になった課題というところで、まず1つ目の事前の対策になります。全体に言えることですけども、需要の動向というのが今までと変化してきている可能性があるという点、これは今後よく見ていく必要があるというところでもあります。

また、今回、特に3月22日という春が近づくという時期にひっ迫という事態が生じたわけでありまして、もちろん1週間前にあった地震といったことも影響しているわけでありまして、補修点検の調整、これまで夏冬のピーク1・2月、あるいは7・8月を念頭

に置いて、特にここ1～2年は補修点検をかなり調整を精力的に行ってきております。

ピーク対応というのにフォーカスしてきたわけでありまして、その分高需要期以外の時期の言ってみればリスク対応力というのが落ちてきているといった可能性があるのではないかとこのところでありまして、これは短期的に対応できるところとそもそも構造的に電力システム改革、自由化の流れの中では、ある意味当然のことではありますけれども、以前に比べてリスクバッファというものが落ちてきている。全体的により効率的になっているとも言えるわけですが、一方で全体の供給力が低下して、その中で需要の変化に対応しようとしたときに、かなりリスク対応力が落ちてきているということがあったところでもあります。

一方でひっ迫時の対応であります。まずもって発令までのプロセス、もともと18時めどとしていたものが遅れたといったこととなります。それから、発表時に文言の話、発令の仕方、こういった点にいろいろ課題があったところかと思えます。

ひっ迫時の需給調整のオペレーションそのものはしっかりなされていたわけですが、各事業者からのプレゼンにもありました情報連携、情報共有の仕組みといった点にまだ改善の余地があるのかなといった点であります。

最後、情報発信、節電要請、これにつきましては多々改善の必要があるというふうに出る場面でもさまざまなご意見を頂いてきております。情報発信のタイミングの問題、あるいは伝え方の問題、いろいろと改善するところがあるところが出てきています。

こういった点を踏まえまして、今後の対策の方向性ということで次の4スライド目にありますけれども、事前の対策ということで言いますと、需要想定の内訳というのを検討していく必要があるところでもありますし、また高需要期以外の備えというのもどうしてかというのを考えていく必要がありますというところ。それから、ひっ迫への備えとしては、この場でも当初よりご指摘いただいております供給だけでなく、需要面でも十分に備えているといった中でのDR、デマンドレスポンスというのを広げていくというのが1つ対策になっていくところかと思えます。

また、ひっ迫時の対応につきましては、前回もお示したような警報の発令の時期の前倒しと警報かどうかの見極めが難しいというところもありますので、もう少し手前の注意報というのを創設するというところ、またこれら警報、注意報はいずれも前日の夕方になってしまいますので、もう少し早い段階ということで、前々日、2日前に、まだいろいろ不確定な状況ではありますけれども、準備情報ということである意味警報、注意報が出るかもしれないといったようなところを前々日の段階で出していくというのは1つの対策としてお示したところでもあります。

また、でんき予報の表示の見直し、特に連絡体制、節電の要請をする場合に速やかに需要家に伝える手法、自治体との連携、産業界の伝え方、これらも特にこの夏以降を見据えてしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

また、構造的な課題、根っこにある供給力の問題につきましても、今ある電源をしっかりと使っていくということ、その際に燃料の調達価格も重要になっていくということと、新たな投資を促していく仕組みというのが大事になってくるというところでもあります。

また、需要が時期によって大きく変わってくる。3月のひっ迫時には揚水が最後大きな役割を果たしたわけでありましてけれども、一方で4月になると全国各地で再エネの出力制御というのもしばしばありました。言ってみれば需要の変動と供給の柔軟性というものよりそういう機能を高めていく必要が生じてきているのかなというところでもあります。

6ページ以降はこれまでのスライドをお示ししているものですので、個別のところは飛ばしていきたくと思います。

振り返りというところで言いますと、スライド大きく飛んでしまいますけれども、20ページのところ、特に今回の節電と。大規模な節電が行われたわけですがけれども、その分析ということで、前回お示したのになります。この右下の円グラフ、半分が低圧、3分の1が特別高圧、産業用というところでありまして、特に低圧部分に関してはお願い、協力ベースの節電であったわけですがけれども、今後これをいかに一定のインセンティブを伴った形での節電、デマンドレスポンスの仕組みを入れていくかというのが1つ大きな課題と考えております。

最後、この資料で言いますと、30ページ以降、こちらはこの場におきましても4月に各社から振り返りということで御説明いただいた対応状況につきまして、その時点で考えている検討課題について今どういう状況にあるかという点を記したものであります。

例えば30ページの上で言いますと、東地域一帯での需給運用、東京東北間での連携を深めてくというところで、2つ目にありますけれども、東北東京間で実需給をリアルタイムに双方の状況を確認する仕組みを構築といったような取り組みを今行っているところということですので、併せてご紹介いたします。

以上の申し上げた内容をまとめたものが4-2になります。これは個別にはご説明いたしませんけれども、こちらについてこの場でなくてもいろいろな個別の記述、記載ぶりも含めて今後ご意見を頂ければと考えております。

以上が需給ひっ迫の検証、これまで重ねてきた検証についての取りまとめになります。

引き続きまして、次は2022年度の需給対策になるんですが、その前に関連するものとして資料4-3をご覧くださいと思います。デマンドレスポンスの活用に向けてというものになります。前回もアンケート結果をご紹介しつつご議論いただきましたけれども、今後のデマンドレスポンスの活用拡大に向けて何が課題であるか、今どういう状況にあるか、小売の事業者幅広くヒアリングなどを行いました。その結果をまとめたものであります。

全体の印象、ヒアリングの結果を申し上げますと、今かなり小売事業者もDRの取り組みをまさに行おうとしているところと考えております。

3ページ目をご覧くださいと思いますが、小売事業者によるDRの意義というのを

まとめたものであります。まさに足元の電力を取り巻く状況の中でDRの意義というのが改めて認識されているところと考えております。

まず1つ目ですけれども、DR、全体の需給改善というだけではなくて、需要家にとっても料金高騰対策の手段となり得るところであります。

また、小売にとっても市場調達の場合には市場価格高騰を避ける手段という形になります。

さらにということと言いますと、これの意義、社会的な意義につながってくるわけですが、3つ目のぼつにありますような、今特に燃料価格の高騰、世界的な燃料を取り巻く状況の厳しさを考えたときに、日本は現状火力の比率7割程度と非常に高いですので、そうした中で需要抑制というのは、日本全体での燃料消費を減らす、あるいはCO₂の排出抑制といったものにつながるという意義があるというところでもあります。

さらに小売事業者にとってということと言いますと、DRを行うには後ほどご説明しますように、かなり需要家との結び付き、システムなどを通じて直接アプローチできるようにしておく必要がある。そういった取り組みを通じて事業者との関係強化に資する手段の1つとなり得るところであります。

続きまして、DRの種類ということ、5ページ目に簡単な模式的な整理をしております。大きく分けてということでもありますけれども、1つ目、一番左で言いますと、生産設備での需要をずらすということでのピークシフトでのDR、真ん中は純粹に使用量を減らす、オフィスの空調を減らすといったところで、その時間帯の需要を減らすというもの。3つ目、一番右は、発電機、蓄電池などを使って、これもシフトではあるんですけども、自ら所有するこういった発電などを使うといった類型がありまして、今後の需要抑制といったときにこういった類型になるかによって、その時々有効性も異なってくるというところでもあります。

続きまして、6ページ目になります。こちらは小売事業者さまざまなヒアリングをした結果をまとめたものになります。上と下に分かれております旧一電小売、新電力とありますけれども、大きな傾向としては似たようなところ、仕組みではあるんですが、まず左から2番目の契約のところ、契約としてしっかり作り込むもののほか、アドオン可能なkWh報酬型契約というのがあります。こちらについては割と簡易に対応することが可能というところでもあります。また、新電力におきましては、なかなかシステムを自分で持っていくというのが厳しいというところがある中で、青で囲っているようなところは外部のサービスの利用が多いというところでもあります。

これらをもう少し簡単に全体像というのでお示ししているのが、次の7スライド目になります。こちらで幾つかメルクマールを設けております。一番左に4つ書いておりますけれども、まずDRを実施するに当たっては、これをいつ行うのかというところ、これが右に行くほど高度なDR、ある意味需給の状況を予測してひっ迫時に発動する。一般的に思い浮かぶDRはどちらかというところ右のほうに近くなるんですけども、左のほう、簡易な

DRというのは特に昨今増えているというところでもあります。

その中には期間中毎日実施というものもありまして、そうするとさすがに毎日というのだんだんDRの効果も落ちてしまうというのがありますけれども、ここでも例えばということで国の発信する情報などがメルクマールになるというところでもあります。

また次のベースラインのところはかなり難しいところでありまして、単純なので言いますと左にありますような前年の同月と比べる、あるいは基準となる特定日との比較というのがありますけれども、右のほう、High 4 of 5とありますけれども、直近5日間のうちの需要の高い4日間という形で、これは需要のデータをしっかり取りながら、ベースラインを設定していくものということでもあります。

一番下の報酬、料金から割り引く、これも料金の精算など少し大変になるところはありますけれども、一方で各種のポイントとして付与するといった例も増えてきております。

個別の事例は参考で後ろのほうに付けているので、この場でのご説明は割愛しますが、冒頭申し上げましたように、新電力も含めてまさにDRの意義というのが再認識されて、いろいろな取り組みがなされ始めているというのが現在の足元の状況と考えております。

そうした状況を踏まえて、9ページ目にまとめておりますけれども、先般のアンケートでは小売事業者からなかなかやり方が分からないとか、需要家の問題とか課題もさまざま御指摘いただいたところでもあります。

一方で足元の実態をより深く聞いていくと、難しいDRではなくて、もう少し簡易なDR、例えばで言いますと厳密な意味での節電ではないかもしれない。少しでも需要抑制の取り組みに取り組んだということをもって、どれだけ減らしたかという取り組みをしたかによってポイントを付与するといったような形も一部DRとして行われるようになってきております。

そういったものは、小売事業者の側でも実施のハードルは比較的低いと考えられるところでありまして、こういった点、どんな類型があって、仮に始めるとしたらこんな方法があるといったような点、広く小売事業者にも説明の機会を持つということと、併せて需要家、産業界にも広く周知と協力をお願いをしていきまして、この夏は少し時間的な制約とかあるかもしれませんが、より厳しい冬の需給に向けてまたフォローアップなどを進めていければと考えているところでもあります。

こちらが資料4-3、ダイヤモンドレスポンスでありまして、電力に関しての最後になりますけれども、4-4、続けて2022年度の電力需給見通しと対策になります。

まず3ページ目になりますけれども、毎年夏の対策、そして秋には冬の対策というのをご議論いただいております。今回も本日ご議論いただいた上で、政府としての対策の決定という手順になっております。

まずもって見通しですけれども、次の4スライド目をご覧くださいと思います。先月段階でお示したものが左でありまして、これが右に少し変化しているというところで

あります。具体的には特に西の各エリアで少し予備率が下がっている。4月の時点では、例えば7月を見ますと東北、東京、中部で3.1%だったものが、今回は西の各地でも3%台ということで、非常に厳しい見通しとなっております。

この数字が次の5スライド目、参考にありますけれども、この7月ということと言いますと、2017年度以降では最も厳しい見通しの数字となっているところであります。

また同じく次の6スライド目になりますけれども、冬の見通しになります。こちらは東京エリアの1月、2月、マイナスの幅が若干改善しております。一方で西のエリア、特に1月は今までも3%を下回っていましたが、ここはさらに少し落ちたというところでありまして、これも過去この10年を比べたときに次の7スライド目にありますけれども、2012年度以降では最も厳しい見通しとなっているところであります。

次の8スライド目、4月の時点から予備率が少し上がる場所、下がる場所がありました。その変動要因を示しております。1つは高浜の設備トラブルということで、工事が終わって運転が始まる時期が未定となったというところで、それまで供給力として見込んでいたものが落ちているというところでありまして。

一方で火力、磯子2号機、あるいは伊方3号機、補修の時期がずれたことで供給力が増加ということで、これまでもそうでしたけれども、こういった発電所の運転計画がずれることで、多少数字は変わってくるわけですが、大きな傾向としては昨年なりお示ししていますように、夏の時点でもかなり厳しくて、その先冬は相当厳しいというのが足元の状況であります。

続きまして9スライド目、そうした中でこれも供給力、予備率というのを算定する際に織り込んでいない要素というのをここにまとめております。1つは、IGCCの実証試験ということでありまして、これら合計すると100万kWを超えるものでありますので、かなり大きいものであります。一方で、これら実証試験機ということで、まだ運転状況が必ずしも安定的でないということで、これまでも慣例として供給力には入れていないというものがああります。

また、真ん中の表にありますけれども、試運転を実施する電気、これも安定して運転を始めるという意味で表で言いますと、一番右、営業運転を開始するときから供給力としてカウントすることとしております。一方で営業運転の前に既に試運転というのを数カ月前から始めております。そういった意味では、例えばこの中で言いますと、特に需給の厳しい東日本においても、表の下から3つ目、4つ目にあります姉崎新1号、2号というところはこの夏、あるいは12月から運転開始予定というところでありまして、こういったものは冬に確実に動いていますと。これは供給力に今はカウントしておりませんが、実際には発電が可能なものとしての位置付けになります。

一方でということで、いろいろトラブルというのは常に発生し得るところでありまして、例えばで言いますと、9ページの一番下にまとめております愛知における工業用水のトラブルで、足元JERAの発電所が一部停止となっているということでありまして、今後も

こうしたマイナスの要因、それからプラスの要因まだまだあり得るところであります。

そうした中でこの夏というところで言いますと、10 ページ、この夏はかなり暑いという予報が出ているところであります。

以上の見通し、夏冬の見通しを踏まえて、今年度の需給対策というところで、前回も大きな方向性というところでお示ししております13 ページ目になります。供給面、需要面、両方の面でしっかり対策を講じていくというところでありまして、15 ページ以降、具体的内容について触れていきたいと思えます。

まず15 ページ目になりますけれども、夏に向けてというところでありまして、これまで講じたというところで3つほど記しております。補修時期の調整ですとかあるいは休業止、やめていくに当たってマッチングといったところでの供給力を確保できないかといった取り組みをしてきております。またkW、kWhの公募というのも行ってきたところであります。

今後のというところでありまして、昨年来行ってきたような呼び掛けですとか、あるいは今回3月の需給ひっ迫を受けての検証の中で、より具体化した課題への対応、例えばということと言いますと、緊急時、需給ひっ迫時への対応であったり、あるいは節電の呼び掛けの手法の高度化といったような点、これらをそういった緊急時への備えというのをしっかりしつつ、平時からも節電というのをしっかり呼び掛けていくというところでありまして。

16 ページ目以降は、これまでどのような対策を行ってきたかというところでの参考になります。

また、この夏に向けても例えば20 ページにありますような保安管理の徹底というのを呼び掛けていきたいと考えております。

23 ページは、ダイヤモンドレスポンス、先ほど触れたような分析結果を踏まえてのより一層の普及促進、さらに24 ページ、これからより具体のアクションとして、どのような取り組みをすればいいのかというところを分かりやすくまとめて、これをしっかり情報発信していく、その際に産業界、自治体ともしっかり連携していくというところでありまして。

さらに25 ページであります。ここ数年はあまり節電の呼び掛けということよりは、もう少し緩い形での呼び掛けだったわけですがけれども、足元の厳しさ、そして冬というのを見据えた場合に、この夏からできる限りの節電を行っていくよう呼び掛けていってはどうかというところでありまして。その場合のできる限りというのがどういうものになるかといった点については、その具体の取り組みをまとめていくというところでありまして。

それから、需給ひっ迫の情報発信につきましては、28 ページにあります前々日段階から準備情報というのをしつと、前日16時ごろをめぐりに警報、注意報というのをしつと出していくというところでありましてけれども、その際のこういった情報を示していくかという一例を29 ページに記しているところであります。前々日の段階では、まだ確度の低いところとい

うところではありますので、その時点での見通しと言ってみればそういうひっ迫の可能性を伝えるということ、まさに準備情報というところでもあります。

一方で前日の段階で警報、注意報となりますと、そのひっ迫度に応じての具体の節電の依頼というところになってくると思ひまして、ここがどういった形で、例えば3月のひっ迫で言いますと、警報という形でのものと、そこで求められている節電、不要な照明を消すといったような内容が合っていないのではないかとといったご指摘も受けているところでもあります。そういった意味で、ここに掲げているようなあくまで一例でありますけれども、冷房温度、あるいは空調や照明、どれぐらいを減らすか、例えば半分減らしてもらうのか、炊飯器やドライヤーであれば使わないでくれなのか。あの日オフィスにおいても照明を間引く、消す、あるいはエレベーターの一部停止というのもありましたので、その辺をまさにひっ迫度と併せてどれぐらいのものが求められるのかというのは、できる限り明確にしていきたいと考えているところでありまして、この点に関してもぜひ皆さまからコメント、ご意見を頂ければと考えているところでもあります。

さらに、22年度、この夏に向けてと冬以降を見据えた対策というのを34ページ目以降にまとめております。個別の取り組みには言及しませんが、ひっ迫の検証でもありました構造的な課題、特に供給側の対策というのが重要になってくるという意味での電源の確保、あるいは燃料調達リスクへの対応、そして足元の燃料価格の高騰の中での再エネ、原子力などの非化石電源の最大限の活用といったところ、さらには今ある電源を最大使うだけではなて、新しい新規投資というのを促していくというところ、もちろん需要面での対策をしっかりとするというものとともに、こうした供給面の対策というのも構造的な課題への対応として行っていく必要があるのではないかとこのところでもあります。

以上が22年度の電力需給の対策というところでありまして、引き続きましてガスのところをお願いします。

○野田室長

資料4-5につきまして説明させていただきたいと思ひます。都市ガスの需要対策というふうに書いてございますけれども、特に原料調達リスク、すなわちLNGの調達リスクへの対応というものでございます。

2ページをご覧いただければと思ひます。こちらは前回の本小委の資料でございますけれども、ぼつの1番目でございますが、ロシア、ウクライナ侵攻によりエネルギーを取り巻く国際情勢が一変する中で、各国の電気、ガスの原燃料調達動向やエネルギー政策が変化しているということ、さらにはぼつの2番目でございますけれども、足元ではEU各国等による非ロシア産原燃料の調達拡大で世界的に原燃料需給がひっ迫する一方、中長期的には脱炭素の取り組みが加速しているというようなこと、さらにはぼつの4番目でございますけれども、国際的なロシア制裁が今後も強化をされるということにより、ビジネスベースでの原燃料調達が困難となる事態も想定されると。こういったことを踏まえまして、都市ガスについて原料調達リスクを踏まえた需要対策ということについて検討を行うとい

うことにしたいというものでございます。

資料の2ページ～5ページにつきましては、前回本小委でご紹介した国際動向でございますので説明は割愛させていただきまして、6ページをご覧ください。こちら前回お示しをしました都市ガス大手、中堅9社の今年度のガス供給計画におけるロシア産ガスの割合について、約1割ということでご説明したわけでございますけれども、その右側に円グラフで昨年度の調達の内訳ということも書いてございますけれども、各事業者によってどの国から調達をしているのかということ、さらには調達の比率が各社どうかということ、そして量はどれぐらいかということとは異なるというような状況がございます。

7ページをご覧ください。こちら昨年の都市ガスの販売量、LNGの輸入量、月末在庫の推移でございます。気温、水温の低い冬季のガス販売量が多くなり、特に家庭用では夏と冬の販売量に約3倍の開きがあるというものでございます。LNGの輸入量と在庫量につきましても、冬は輸入量が増加し、また冬に向けて積み増してきたLNGの在庫を高需要期である冬に活用するというような傾向となっております。

8ページをご覧ください。都市ガスは電気と異なりまして、都市部を中心とした供給網ということが形成されておりまして、一般的に広域でガスを供給する、融通をするということができないという点で、電気とは異なる供給ネットワークの特徴があるというふうに認識してございます。

9ページをご覧ください。こちらは電気の需要対策でございまして、段階に応じた手法というものが整理をされているということかと認識しております。

10ページ、11ページはEU、ドイツのガス供給途絶時の緊急計画の概要でございます。3段階の対策ということ想定しているということございまして、まず第1段階につきましては、供給途絶の恐れがある場合に、節ガスの呼び掛けなどを行うというものでございます。

また、供給途絶が現実には起きた場合には、まずは第2段階として市場ベースの対策を講じるということとし、例えば産業用需要家については、供給契約上の供給中断条項に基づいて供給を制限するといった措置を講じるということとしているようでございます。

また、市場ベースでの対策では対応できない場合には、第3段階として政府が介入し、使用制限や使用停止を指示するというような仕組みになっているものでございます。

13ページをご覧ください。原料調達リスクを踏まえまして、都市ガスにつきましても段階に応じた需要対策の考え方を整理しまして、需要対策の具体的な検討を行うこととしたいというものでございます。下の表で示しておりますのは、需要対策の手段につきまして3つの類型に分類しまして、それぞれについての手段の案をお示したものでございます。一番上の自主的な取り組みを求めるものにつきましては、現状でも実施は可能と考えておりますけれども、自主的な取り組みを超えた対応につきましては、記載の手段案につきまして、実効性と実態というものを踏まえて、いざというときに実施できるようための検討と準備をすることが必要と考えてございます。

また、規制的手段につきましては、ガス事業法では電気事業法での使用制限令の規程が現在ございませんので、こういった規制的手段についても検討が必要と考えてございます。

以上でございます。

○山内委員長

はい、どうもありがとうございました。電力、ガスの需給についてということで、基本的には3つ、内容がございました。1つは3月の東日本の電力の需給ひっ迫の検証をして、その取りまとめをご提示いただいたといったことです。膨大な作業だったと。2つ目が22年度の電力需給見通しと対策でして、これは巷間いろいろ話題にもなっておりますが、非常に喫緊の課題でもございますので、それをこういう形で取りまとめていただいたということ。それから、最後にガスについてはこれから需要対策について少し考えてもいいんじゃないかということで、検討の頭出しをしていただいたということかと思えます。

それでは、委員の方からご発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょう。どなたかいらっしゃいますか。武田委員から意見書が届いておりますので、それについて簡単にご紹介いただけますか。

○小川課長

それでは、参考資料1で本日ご欠席の武田委員から頂いているご意見をご紹介します。需給ひっ迫の検証についてというところであります。

まず、全体について、今回の取りまとめの内容についての違和感はないとのこと。特に、警報の発信時期の見直し、注意報の新設など、情報を分かりやすく早めに出していくことが、事業者にとっても、効果的に対策を講じることが可能になるといった意見を頂いています。

経団連としても、平時から最大限の省エネに取り組むのはもとより、ひっ迫時には必要に応じて会員企業への節電協力の要請などを行っていく、と記されています。

もう一つ、構造的対策に全力を挙げて取り組むべきという指摘を頂いています。強い危機感を持って対応する必要があり、今回3月のひっ迫が国内の供給力が危機的状況にあることを浮き彫りにした事象とのこと。資料で言うと構造的対策にあたる部分について、供給力確保、抜本的な供給力確保策を通じて、電力の安定供給に万全を期してほしいという意見を頂いています。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。それでは、委員の方、いかがでございましょう。基本的には委員を優先させていただいて、オブザーバーの方は後ほどということにさせていただきます。大橋委員、どうぞご発言ください。

○大橋委員

ありがとうございます。先ほど冒頭での発言から離席しておりまして、申し訳ございま

せん。

まず、資料4-3のDRに関してですけれども、既にDRに関してはかなり高度な手法を駆使して活躍している事業者の方いらっしゃいます。そうした事業者の必要性なり、あるいは社会的貢献というのは、依然として大きいということを前提としてDRの取り組みの裾野を、低圧を含めて広げていくということというのは非常に重要だと思いますので、今回のご提起されたさまざまなDRの事例も紹介していただきつつ、認知を広げていくというのは非常に重要だと思います。

小売事業者に関しては、基本的に民民の話ですので、さまざまな取り組みを事業者自身で考えていただくというのは前提だと思いますが、説明会を通じてやはりやっていただく上で重要なのは、High 4 of 5とかありましたけれども、基本的にゲーミングをどう防ぐのかというところがポイントだと思います。ゲーミングについてどれだけ気にするのかということだとは思いますが、既に過去の海外での議論も含めて整理がされている部分もありますので、そこの辺りをご参考にしつつ、こうしたリスクもあるんだということを小売事業者にお伝えいただくのは意味があるのかなと思います。

これ前の3-3の資料に戻っちゃうんですけれども、こうした小売事業者に対してさまざまな説明をする中で、やはりご提起あったような小売事業をしていない小売事業者登録者がいるというお話というのは、どう考えてくのかなというのは重要だと思います。

基本的に利用者全体の公平性なり利益を守るという精神を共有するような小売事業者のグループを育てていくというのはすごく重要だと思っていて、そうした中で先ほど不払いの話もありましたが、事業者団体の中で不払いの利用者がいれば、その赤字というのは結局他の利用者の不利益に跳ね返ることだから、一緒にやっ払いこうというふうな意識も高まっていくのかなと思いますので、そうした一定の小売事業者の共通のマインドというのを育てていくような団体なりグループができてくることというのは望ましいことだと思います。

あと需給対策について資料4-4で頂いて、今後進めていくことだと思いますけれども、1つ構造的対策として、今回碧南での工業用水のお話があったと思うのですけれども、潜在的なリスクというものを燃料調達以外にも考えていく必要があるんじゃないかなというふうな感じがしています。

ここの辺り、われわれこれまで必ずしも検討してなかったんだと思いますけれども、そうした潜在的なリスクというものがどういうところにあるのかということの頭は、今後供給ひっ迫が続いている中で極めて重要なのかなと感じています。

以上です。ありがとうございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は岩船委員、どうぞ。

○岩船委員

ご説明ありがとうございました。私からは2点申し上げたいと思います。1点は質問で

す。

まず需給ひっ迫に関して3月22日のことを丁寧にまとめていただいたと思います。4-3にDRの話がありまして、こちら私も思っていたよりも多くの事業者さんが既に取り組んでいらっしゃるんだということがよく分かりました。

もちろんこれだけで何とかなるものではないのは分かっていますけれども、こういう取り組みは非常に重要だと思いますので、ぜひサービス自体を提供していらっしゃる場所もいらっしゃるようなので、横展開できるようにお願いしたいなど。あとはやったことの結果のフィードバックもしっかり取りまとめていくことが重要ではないかと思います。

このような低圧の経済DRだけでももちろん何とかなるものではないんですけれども、小売と需要家をつないで、需要家の行動変容がマネタイズポイントという形でマネタイズ可能な仕組みを広く展開できるということは、恐らく緊急の需給ひっ迫、非常時対応だけではなくて、常時においても役に立つ仕組みになると私は思います。

今後再エネ余剰に対する調整ですとかで需要側のリソースを活用していくことも多いと思われまので、長い目で見ても役に立つ仕組みになるのではないかと思いますので、ぜひ継続的に展開に関するご検討をお願いできればと思います。

4-4に関してこれを一つずつしっかり進めていただくことをお願いするしかわれわれとしてはないんですけれども、私としては2点質問がありまして、碧南の停止の件です。今停止しているようなんですけれども、直近の夏に向けてこれに対する対応が戻るのか、戻らないとすればどんな対応ができるのか、かなりここは供給能力的にインパクトの大きい部分だと思いますので、その見通しについて教えていただければと思います。

あとは冬季に向けては、やはり原子力の活用というのは、文言にもありましたけれども、これに関して少しでも何らか具体的な展開があるのであれば教えていただきたいということです。

以上です。よろしく願いいたします。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

松村です。発言します。

事務局の整理、とてもよくしていただいたと思います。ありがとうございました。今回の需給ひっ迫においても、大橋委員がご指摘になったとおり、経済DRというのが既に大きな役割を果たしたということについては改めて認識しなければならないし、これをさらに発展させていかなければいけないと思います。

節電は、全て節電警報によって行われたものだという誤ったメッセージが出てこないように。いろいろなルートで効いていることは何度でも確認しなければいけないと思います。

その上で指摘として、今までは夏だとか冬だとかいう高需要期に注目して、需給のことを考えていたわけなのだけれども、今後は春だとか秋だとかという軽負荷期にも起こり得

るのだということはとても重要な点だと思います。この点はもう既に十分に今までも認識されており、決して準備が不十分だったとは私は思っていません。だからこそEUEという発想に切り替えていく。ピンポイントで足りないかということなのではなく、それが軽負荷期も含めてどんな確率で起こるのかというのを全てのこまにおいて目配りしていくというのは、まさにEUEという発想なのであって、軽負荷期も含めて大事だということを行いながら、真逆の提案をする人が出てくるわけなのですけれども、こういう点はちゃんと合理的に考えて、今後の制度を考えていかなければいけないと思います。

それから、軽負荷期特有の問題があると思うのですが、電源Iダッシュも3月で契約期間が切れていたとかというようなことで、いろいろな問題があり得るのですが、単純に期間を伸ばすと、これはこれで逆に大きな問題が起こり得る。特に需要のDRで対応しようとしていると、そもそも電気を多く使っている時期だからこそ、節電によって対応できる。その時期にはほとんど使っていない電気は減らしようがないということになってしまいます。

例えば今回のようにそれまでは暖かかったのに、突然寒くなったというようなところで、過去数日間の需要量をベースにして、DRを測ろうとすると、非常に不合理なことが起こり得る。今までの考え方の整理に関しても見直しを迫るような事例だったと考える必要はある。

こういう点からも、DRのベースラインの設定の仕方だとかというのも整理したからこれでいいという安直なことを言うのではなく、今回の事例を踏まえて再検討されることを期待しています。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。現在のところご発言ご希望が松村委員までですけれども、他にいらっしゃいますか。

○村松委員

申し訳ありません。村松です。手を挙げることができなくて、よろしいですか。

○山内委員長

じゃ、村松委員、どうぞご発言ください。

○村松委員

恐れ入ります。今回の需給ひっ迫検証におかれましては、大変短い期間で広範に網羅的にこれだけ丁寧なものをご準備くださいまして、誠にありがとうございました。こちら掲載されている内容につきましては、今までの議論をきちんと踏まえた形になっておりまして、私としても内容に賛同いたします。こちらに沿った形で今後の対策をきちんと進めていければと思っております。

中でも構造的な対策まで踏み込んで挙げていただいております。その中で燃料の確実な確保も項目として含めていただいております。もう既に事業者の方々は、多方面にわた

って検討を進めていらっしゃるし、資源エネルギー庁におかれましてもそこへの御支援というのが行われているんだと思うんですが、やはりサプライチェーンは時間、リードタイムがかかるものも多くあります。LNGの船の手配といったところを考えただけでも、そんな簡単な話ではございませんので、事業者さんがサプライヤーとの交渉をするに当たっても、なるべく早期に手を付ける必要がある事業の予見性をきちんと確保してあげたりとか、費用負担の在り方だったり、こういったところの議論もきちんと整理を今後進めていくべきと考えております。

資料の4-5ですけれども、都市ガスの需要対策ということで、今回こういった形でまとめていただきまして、ありがとうございます。電気と違って制度的な枠組みがないというのも全く存じ上げなかったところだったので、なるほど。小売事業者が個別に需要家の方にお問い合わせというのではなかなか実効性が上がらない部分があると思いますので、国からの抜本的バックアップが取れるような仕組みづくりというのはこれから必要なんだなと考えました。

あとこちらに例えば個人消費者向けの節ガスの方法がありますよといったようなところもお示しいただいて、実際のところ需要家別にどのような策が取れるものなのか、それが量としてどれぐらいの効果が上げられるのか、現実的な内容なのかといった具体的な検討が今後進められていくことになるかと思えます。方法として考えられるけれども、それは現実的なのかという観点も入れた上で、よりそれを徹底していくためにどういった働きかけをしていくのかといったところも含めて検討になってくるかと思っております。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。大石委員から今手が挙がりましてので、オブザーバーの方いらっしゃるし、大石委員、どうぞ先にご発言願ひします。

○大石委員

申し訳ありません。先に一言だけ発言させていただきます。

今回の取りまとめの内容は、消費者、需要家側から見ても大変ありがたいと思っております。先ほどの小売事業者のガイドラインとも関連しますが、やはりDRも含め、それから基本的な節ガス、節電、これらについてやはりきちんと需要家側への情報提供をしていただくということが重要だと思っております。今だけではなく、今後、カーボンニュートラルに向けても、それからエネルギーの需給ひっ迫に向けても大変重要だと思っております。消費者へのわかりやすい情報提供というのをぜひお願ひしたいということと、あともう一点、節電要請のアラートのことについてです。今後、さらに早めに情報提供いただけるということで取りまとめられまして、大変ありがたいと思っております。例えば、太陽光で発電を行っている方のような場合、やはり1日以上前であれば昼間発電した電気を蓄電池に貯めておくことも可能かと思っております。アラートを出しても、結局大丈夫だったのではな

いか、となることを心配するよりも、そのような情報は、できるだけ早めに出していただけるとありがたいと思いました。

以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。委員の方、他にいらっしゃいませんか。

それでは、まず送配電網協議会の平岩オブザーバーからご発言ください。

○平岩オブザーバー

送配電網協議会の平岩です。ありがとうございます。3月の東日本における電力需給ひっ迫に係る検証について取りまとめいただき、ありがとうございました。

資料4-4にありますとおり、今夏・今冬の電力需給見通しは厳しい状況にあると認識しております。一般送配電事業者としても、2022年度の電力需給対策として記載されております、でんき予報の表示の見直し、需給ひっ迫に関する情報発信時期・方法の見直し、そしてセーフティネットとしての計画停電の準備などの実務面の対応を、国や広域機関と協力しながら、しっかりと進めてまいりたいと考えております。

また、今夏の追加供給対策としてのkW公募、kWh公募について、5月20日より公募を開始しております。タイトなスケジュールとなりますが、引き続き一般送配電事業者として、しっかりと対応してまいります。

私からは以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は電事連、佐々木オブザーバー、どうぞお願いします。

○佐々木オブザーバー

ありがとうございます。佐々木です。まずもって事務局の皆さま、本当に需給ひっ迫の検証と今後の対策について取りまとめていただきまして、ありがとうございました。方向性について異論はございませんけれども、冬に向けた対応について1点お願いさせていただきます。

資料4-4の6ページにありますとおり、冬につきましては、東京エリアだけでなく、中部から九州エリアにかけても予備率が3%を下回る極めて厳しい見通しが示されております。そのため、全国的にkW公募による供給力確保が必要な状況と考えていますが、休止電源の稼働には人の手配、設備の健全性の確認、燃料調達など相応の準備期間が必要となりますことから、今後早急に公募の準備を進めていただけますようよろしくお願いいたします。

私ども事業者といたしましても、本日お取りまとめいただいた内容を踏まえて、需給両面の取り組みに最大限取り組んでまいりたいと思います。

私からの発言は以上でございます。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。次は日本ガス協会、早川オブザーバー、どうぞ。

○早川オブザーバー

早川です。ありがとうございます。本日都市ガスの需要対策についてご議論いただきまして、ありがとうございます。前回も申し上げましたが、需要増大や出荷基地のトラブルなど、短期的な需給ひっ迫とは全く今異なった状況で、今般のロシア、ウクライナ情勢のような地政学的リスクによるLNGの不足は、事業者や業界の努力だけでは解決し得ないものと受け止めております。

今回の議論はまさしくこうしたマクロ的な原燃料不足への対応と理解しております。こうした事態に至った場合には、都市ガスについても電力同様にお客さまに節ガスの要請を行っていくものと考えておまして、業界としてもできる限りの対応を行ってまいります。

また、現行ガスの需要対策については、電気のような使用制限令が法律上ありませんが、事業者の取り組みの実効性を高めるという観点から、国の支援策についてご検討いただければありがたいと考えております。

具体的な節ガス方法ですけれども、例えば電気の場合で言えば、オフィスの照明を半減するとか、エスカレーター、ライトアップの停止など比較的分かりやすい目に見える対策があるのに対して、ガスの需要については12ページに省エネの一例が示されていますけれども、生活に直結したものが多く、給湯温度や冬場の暖房温度の引き下げなど、その効果は限定的にならざるを得ないという面があります。したがって、産業用や工業用での節ガスがキーになると考えています。

中でもLNGの最大の用途は発電であることから、電力需給の状況によって発電用やお客さま先での自家発電用の都市ガス供給をどのように位置付けるか、他の用途の制限にも影響することが想定されます。

都市ガス供給維持につながるようなLNGの確保という観点からは、電力の節電、需要抑制の深掘りといった視点も含めて、今後の検討に当たってはエネルギー全体を捉えた議論をお願いしたいと思います。

最後に、資料にも記載いただいていますけれども、ガスは全国台でネットワークがつながっておらず、さらには事業者ごとにLNGの調達先、需要構成も大きく異なり、実効的な対策も事業者ごとに異なるものと考えております。こうしたガスの実態や対策の実効性も踏まえて、今後丁寧にご議論いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

私からは以上です。

○山内委員長

はい、ありがとうございます。今はこれで全てご発言ご希望の方ご発言いただきました。他にいらっしゃいますかね。よろしいですかね。

それでは、事務局から幾つかのご質問等についてご回答いただくということでお願いいたします。

○小川課長

まず、電力についてでありますけれども、需給ひっ迫の検証につきましては、これまで2週間に一回というハイペースでの開催で、多々重要なお意見を頂きまして、ありがとうございました。改めて深く御礼申し上げます。

それから、ご質問も頂きました22年度の見通し、対策についてでありますけれども、まず見通しに関して、岩船委員から碧南の見通しについてのお尋ねありました。現時点で工業用水、今応急措置を講じておりますけれども、いつ完全に戻るかというのは、現時点では分からない、見通しは立っていない状況であります。

一方で、夏への影響ということでございますと、まさに今新たにkW公募、120万kWというのをやっているところであります。この先5月、6月にかけて碧南の影響、どこまで今のような形での停止、あるいは出力低下が続くのかというところは、非常に注意深く見ていく必要があると考えております。

またもう一点、対策の関係で原子力についてもご質問いただきました。最大限の活用ということでは、今回見通しが少し変わった点ということで、8ページに記しておりますけれども、伊方の3号機の補修時期の延期というのがあります。各電源、原子力も含めて最大限活用していく上で、こういった止まっている時期というのをピーク時にできるだけ動けるような努力ということ、事業者においてトラブルが起きないようにといったような取り組みというのがまさに今まで以上に求められるということだと考えております。

その他ご意見、例えば大橋委員から頂いた潜在的なリスクを考えていく必要、まさにご指摘のとおりかと思えます。これまでになかったリスクというのが特にいろいろここ1～2年出てきている中で、リスクそのものはあったんでしょうけれども、そこへの目が十分配れていなかった点、しっかりこの機に考えていきたいと考えております。

また、DRについてはさまざまなご意見、まさに横展開、それから結果のフィードバックというのはしっかり行っていきたいと考えております。ここにあります対策、取りまとめいただいたものについては、今後政府としてしっかり対策としてまとめていくということとともに、これはこの状況で関係業界の皆さまのまさにお力ですっかりこの夏冬を乗り切っていく必要があると考えておりますので、事業者の方々におかれましても、ぜひよろしく願いいたします。

電力に関しては以上です。

○野田室長

ありがとうございます。村松委員からご指摘のありましたいろいろなガスの対策ということにつきましては、過去の実績があるというわけではないので、どのような対策でどれぐらいの削減、需要対策、需要抑制が見込めるのかというところがないところでございますので、この辺りはよくいろいろな手段の効果というところにつきまして検討していきたいと思っております。

早川オブザーバーのほうからも同じような指摘でご発言いただいたと思えます。業界の課題認識と今後の検討の考え方につきましても、私どもも考えが非常に近いというふうな

ことで心強く思っておりますので、引き続き一緒に対応できればと思っております。ありがとうございます。

○山内委員長

はい、どうもありがとうございました。

それでは、議題2なんですけれども、まず最初のところ、3月の需給ひっ迫の検証、資料4-1と4-2ですけれども、皆さんから特に何か反応があったということでもないと思います。かなり事務局でも大変な作業をしていただいて、ここにまとまったということでもよろしいかと思えます。詳細な記載ぶり等については、また修正点があるかと思えます。これは小川課長が最初におっしゃっていたように、何かあったらまた事務局のほうにご伝達いただいて、それを考慮させていただきますが、基本的にはきょうまとまったということで、その辺の取りまとめについては私のほうにご一任いただければと思いますが、よろしゅうございますかね。ありがとうございます。そういう形にさせていただきます。

それで、これについては国民の皆さま、あるいは事業者の方の関心も非常に強いということなので、事務局で今後取りまとめ案について、パブリックコメントの手続きを進めていただくということがよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

それから、電力、需給対策、これは資料4-4でご説明いただきましたけれども、これについても大きな異論はなかったと思えますし、委員の方からも喫緊の課題なのですぐに取りかかるべきというようなご意見もございましたので、政府において電力需給対策として決定をしていただいて、各取り組みを速やかに進めていただくということでお願いしたいと思えます。

それから、最後の都市ガスの需要対策については、今ご質問とかご意見出ましたんで、これを受けていただいて、事務局のほうで引き続きご検討ということにさせていただければと思います。

以上のようなことで、1つ大きな節目といえますか皆さんとともに迎えられたと思っております。ありがとうございます。

その他特段ご発言があれば承りますが、事務局のほう、何かありますか。特によろしいですか。ありがとうございました。

○山内委員長

それでは、本日の議事はこれで終了ということでございます。本日も長時間にわたって本当に活発にご議論いただきまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第50回電力・ガス基本政策小委員会を閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。